

信濃川における河川整備計画策定に向けて 住民懇談会を開催します。

北陸地方整備局信濃川河川事務所及び信濃川下流河川事務所では、信濃川水系河川整備計画(大臣管理区間)策定に向けて、信濃川の河川整備計画に関して、関係住民の方々から意見を伺う「住民懇談会」を開催することとしましたので、お知らせします。(詳細については、別紙-1のとおり。)

信濃川水系河川整備計画策定に向けた各種意見聴取への取り組みについては、8月12日付け記者発表「信濃川水系河川整備計画(大臣管理区間)策定に向けた意見聴取を開始します。」でお知らせしましたとおり、学識者、関係住民、地方公共団体から意見を聴取いたします。(別紙参考資料参照。)

同時記者発表クラブ

新潟県政記者クラブ

新市政記者クラブ

市政記者クラブ(新潟)

三条市記者室

長岡市政記者会

週旬刊記者会(長岡)

【問い合わせ先】

(長岡、燕、小千谷、十日町、魚沼会場に関する事項)
国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所
副所長(技術) 増田 孝幸
調査課長 大作 和弘
電話番号(代表)0258-32-3020

(新潟、三条会場に関する事項)
国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所
副所長(技術) 横山 正一
調査設計課長 万行 康文
電話番号(代表)025-266-7131

○「住民懇談会」の開催について（新潟県内7会場で開催）

●信濃川下流河川事務所管内（大臣管理区間）に関する住民懇談会 会場

会場名	日 時	場 所
新潟会場	平成20年10月25日(土) 午後2時～	万代市民会館 4階 会議室 (新潟市中央区東万代町9番1号)
三条会場	平成20年10月26日(日) 午後2時～	三条市役所 第2庁舎 301会議室 (三条市旭町2-3-1)

●信濃川河川事務所管内（大臣管理区間）、三国川ダム管理所管内に関する住民懇談会 会場

長岡会場	平成20年10月25日(土) 午前10時～	長岡市民センター 202, 203会議室 (長岡市大手通2丁目2番地6)
十日町会場	平成20年11月15日(土) 午前10時～	クロス10 3階レセプションホール (十日町市本町6丁目)
魚沼会場	平成20年11月15日(土) 午後2時～	小出郷福祉センター 2階第1研修室 (魚沼市井口新田267)
燕会場	平成20年11月16日(日) 午前10時～	大河津出張所 1階 会議室 (燕市大川津)
小千谷会場	平成20年11月16日(日) 午後2時～	小千谷市総合産業会館サンプラザ 3階大ホール (小千谷市城内1丁目8番25号)

※補足事項

- ・事前の申込みは必要ありません。各会場とも50席程度の席を用意しておりますが、来場者多数の場合は入場制限を行う場合もありますので予めご了承ください。
- ・時間は概ね2時間程度を予定しております。
- ・進行に支障がない範囲で、カメラ撮影をしていただいても構いません。
- ・新潟、三条、長岡会場は駐車場が無い場合、公共交通機関をご利用願います。
- ・意見の募集は、ホームページでも行っています。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/>

北陸地方整備局 河川部
信濃川河川事務所
信濃川下流河川事務所
千曲川河川事務所

平成20年8月12日
発表をもって解禁

信濃川水系河川整備計画(大臣管理区間) 策定に向けた意見聴取を開始します

～信濃川水系河川整備計画に関するホームページを開設しました～

国土交通省北陸地方整備局では、平成20年6月11日に河川法に基づく「信濃川水系河川整備基本方針」が策定されたことを受け、「信濃川水系河川整備計画(大臣管理区間)」の策定作業に着手しました。

その第一段として、資料の閲覧やご意見の投稿等ができる「信濃川水系河川整備計画ホームページ」を開設しましたのでお知らせします。

今後は、適宜、学識者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴取する予定です。

同時発表

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ(新潟)
長岡市政記者会
長野県政記者クラブ



国土交通省

国土交通省 北陸地方整備局 河川部
河川計画課長 山本 悟司
代表 025-280-8880
河川計画課直通 025-280-8958

信濃川河川事務所
副所長(事業) 増田 孝幸
代表 0258-32-3020

信濃川下流河川事務所
副所長(技術) 横山 正一
代表 025-266-7131

千曲川河川事務所
副所長(技術) 石川 俊之
代表 026-227-7611

〈解説〉

平成9年に河川法の改正が行われ、従来の「工事実施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。河川整備計画は、具体的、段階的な河川の整備目標や河川工事、河川の維持の内容について定めるもので、策定に関しては、学識者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴き、計画に反映する手続きが導入されました。【別紙－1】

「信濃川水系河川整備基本方針」は、平成19年9月18日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求め、同審議会から河川分科会に付託されました。その後、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において審議を行ったのち、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て平成20年6月11日付けで策定されました。

信濃川は、幹川流路延長が日本一の河川です。気候・文化・風土が異なる中で様々な人々が暮らしています。国土交通省北陸地方整備局は、河川整備計画の原案策定前の段階から信濃川流域で暮らす人々の意見を聴取し、計画の立案に反映するため、この度、専用ホームページを開設し、関係情報の提供、意見の聴取を行います。

今後、下記及び【別紙－2】に示すような様々な手法を用い、学識者、関係住民、地方公共団体の意見聴取を進め、当面、平成20年度内に「整備計画骨子作成」を目標に作業を進める予定です。

〈意見聴取の様々な取り組み〉

①学識者意見聴取

河川法第16条の2第3項の規定に則り、信濃川水系学識者会議を立ち上げ、信濃川に関して学識経験を有する方々の意見聴取を行います。

信濃川水系学識者会議は、管理区間毎に3つの部会（上流部会・中流部会・下流部会）を設ける他、3部会の意見を調整する全体調整会議を設けます。

【参考 河川法第16条の2第3項】

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

②関係住民意見聴取

河川法第16条の2第4項の規定に則り、住民意見の聴取を以下の方法などで実施します。

●インターネット（【別紙－3】に開設するホームページを示します）

8月12日より、ホームページを開設し、関係資料の閲覧、ご意見の投稿等ができるようにしました。

ホームページURL <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/>

●懇談会及び公聴会

懇談会及び公聴会の開催を予定しています。

●アンケートはがき

ご意見投稿のためのアンケートはがきを作成します。

●関係資料の閲覧

北陸地方整備局河川部、関係事務所及び出張所において関係資料の閲覧ができます。

【参考 河川法第16条の2第4項】

河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

③地方公共団体意見聴取

河川法第16条の2第5項の規定の他に整備計画案策定段階より地方公共団体から意見をいただき、連携を強化します。このため、県・沿川市町村・流域市町村の担当部局を対象とした説明会等を予定しています。

【参考 河川法第16条の2第5項】

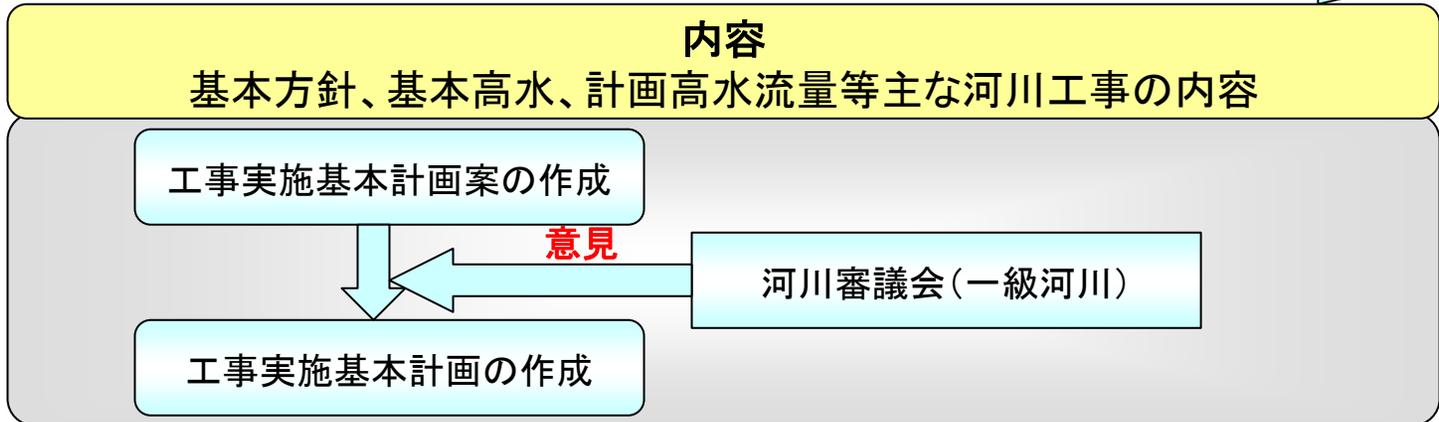
河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。

新しい河川整備の計画制度

参考資料

旧制度

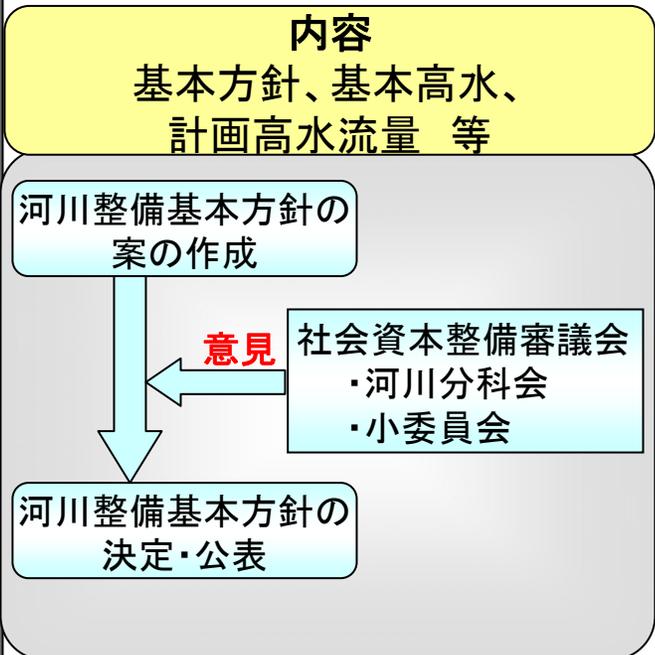
工事实施基本計画



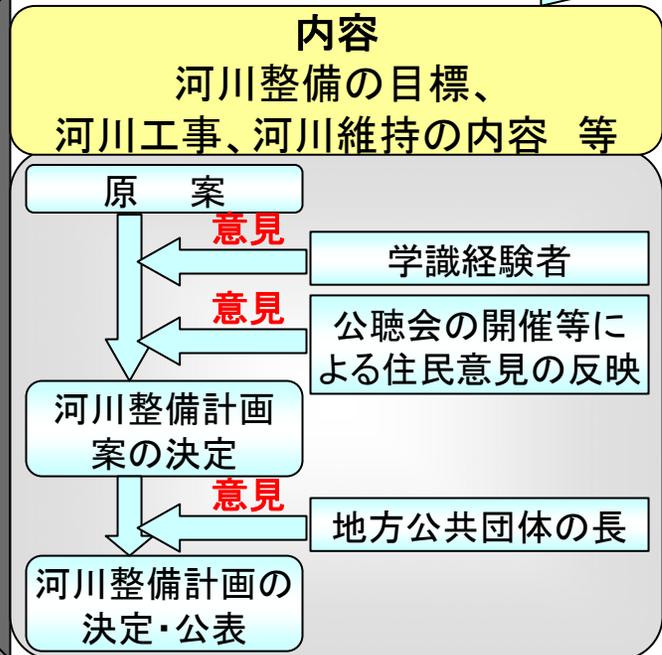
河川工事

新制度

河川整備基本方針



河川整備計画



河川工事・河川の維持

信濃川水系河川整備計画の策定フロー

参考資料

河川整備計画策定 着手

住民意見の聴取

- ・懇談会
- ・アンケート (はがき、HP) 等

↓ 意見

↓ 結果の公表

全体会議

規約決定
フロー説明

学識者意見の聴取

部会 → 全体

報告

↓ 意見

↓ 結果の公表

自治体との連絡調整

- ・懇談会
- ・説明会開催

↓ 意見

↓ 結果の公表

ステップ1

住民意見の聴取

- ・懇談会
- ・アンケート (はがき、HP) 等

↓ 意見

↓ 結果の公表

学識者意見の聴取

部会 → 全体

報告

↓ 意見

↓ 結果の公表

自治体との連絡調整

- ・懇談会
- ・説明会開催

↓ 意見

↓ 結果の公表

ステップ2

【関係住民の意見を反映させるために必要な措置】
(河川法第16条の2第4項)

住民意見の聴取

- ・公聴会
- ・アンケート (はがき、HP) 等

↓ 意見

↓ 結果の公表

【河川に関し学識経験を有する者の意見聴取】
(河川法第16条の2第3項)

学識者意見の聴取

部会 → 全体

報告

↓ 意見

↓ 結果の公表

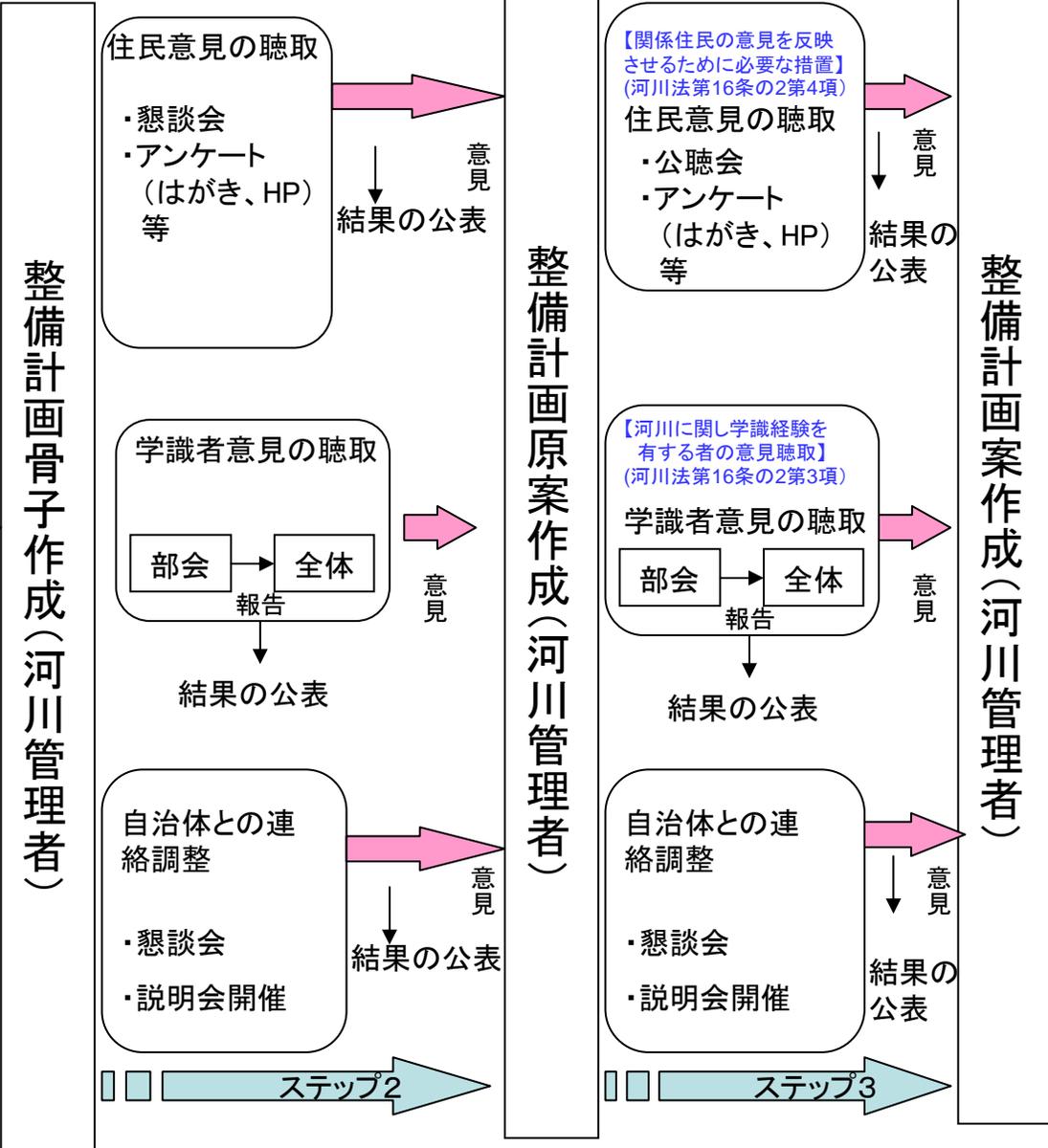
自治体との連絡調整

- ・懇談会
- ・説明会開催

↓ 意見

↓ 結果の公表

ステップ3



【関係知事の意見聴取】
(河川法第16条の2第5項)

関係知事への意見聴取

策定